

祝二〇歳 成人おめでとう！ 新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

◇義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入の手続き

学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きはありません。

◇保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。



お問い合わせ先

うるま市役所 年金課（本庁2階）

☎97315498

コザ年金事務所 国民年金課

☎93313437

☎93313438

— 年金手帳は大切に —

年金手帳はあなたの年金加入記録を証明するものです。そして将来就職や退職または年金の裁定請求をするときに提出を求められます。20歳になったら、第一号被保険者は社会保険事務所から年金手帳が送付されます。年金手帳をしっかり管理して、自分の年金加入記録を残しておきましょう！



こんなときは届出を！

手続きの際は、届出先をご確認ください。手続きには、年金手帳や必要な書類がありますので、事前に届出先におたずねください。

